

広島県告示第三百七十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に關し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に關し協力する旨の申出があつたので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年七月六日

広島県知事 湯崎英彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
大谷リハビリテーション病院	江田島市大柿町柿浦一九七〇番地

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地
島の病院おおたに	江田島市能美町中町四七